

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う議会について、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、地方自治の本旨に基づく住民の負託に応えられる開かれた議会運営を実現し、市民福祉の向上と市政の発展を目指すことを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民 本市の区域内に居住する者

(2) 市民 住民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者

(3) 市長等 市長その他の市の執行機関の長

## 第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

### (基本理念)

第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

(1) 議事機関として、市政の重要事項について意思決定を行うこと。

(2) 市民の意思が的確に反映され、公正で民主的に市政が運営されているかを監視し、けん制すること。

(3) 議員相互間の自由活発な討議を通して意見を集約し運営すること。

(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案等を議決したときは、市民に対して説明すること。

### (委員会及び委員長の活動原則)

第4条 Y市議会委員会条例に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）は、次の活動を行います。

(1) 審査及び調査に当たっては、議事録、資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うこと。

(2) 市民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。

(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。

### (議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。
- (2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。
- (3) 議員は、市政の課題全般について、市民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、市民の代表としてふさわしい活動すること。
- (4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、市民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

(議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定めるY市議会議員研修要綱に基づき、議員研修を実施します。

2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

(議員の政治倫理)

第7条 議会は、Y市議会議員政治倫理条例に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う市民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

### 第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、市民が議会活動に参加する機会を確保します。

2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に市民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、市民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。

4 議会は、請願、陳情を市民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く市民の意見を聴取する機会、及び議論する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。

(議会白書、議会の自己評価)

第10条 議会は、市民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として市民に公表します。

3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を市民に公表します。

4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議会と市民が別に定めます。

#### 第4章 市長等と議会の関係

##### (市長等と議会、議員の関係)

第11条 市長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

2 議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。

3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に市長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。

5 議員は、二元代表民主制の充実と市民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。

6 議長から議会の諸会議への出席を要請された市長等は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長の許可を得て論点、争点を明確にするため反問することができます。

7 議長から議会の諸会議への出席を要請された市長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長の許可を得て、反論することができます。

##### (政策形成過程)

第12条 議会は、市長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

##### (評価の実施)

第13条 議会は、決算審査において、市長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を市長等に明確に示します。

##### (議決事項の拡大)

第14条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第2項の議決事件について、次のとおり定めます。

- (1) Y市総合計画に係る基本構想及び実施計画
- (2) Y市都市計画マスタープラン
- (3) Y市男女共同参画計画
- (4) Y市介護保険支援計画
- (5) Y市子ども子育て支援・次世代育成計画

(文書質問)

- 第15条 議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができます。
- 2 議会は、文書質問の通告文及び市長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により市民に公表します。
- 3 文書質問について必要な事項は、Y市議会会議条例（以下「会議条例」といいます。）で定めます。

第5章 議員相互の討議

(自由討議による合意形成)

- 第16条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。
- 2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への市長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。
- 3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。
- 4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、市長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たします。
- 5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くし合意形成を行います。

(議員政策討論会の開催)

- 第17条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します。
- 2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。

第6章 適正な議会機能

(適正な議会費の確立)

- 第18条 議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。
- 2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。
- 3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により市民に公表します。

(議長、副議長志願者の所信表明)

- 第19条 議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。

(附属機関の設置)

- 第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。
- 2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(調査機関の設置)

第21条 議会は、市政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。
- 3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

(議会事務局の体制整備)

第22条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、Y市議会事務局を置きます。

- 2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。議員提案条例の提出の支援を行います。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。
- 3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議します。

(議会図書館の充実)

第23条 議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。

- 2 議会図書室は、議員のみならず、市民、市長等においても利用することができます。

(議会改革及び活性化の推進)

第24条 議会は、市民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

- 2 議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。
- 3 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。
- 4 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。

## 第7章 会議の運営

(通年議会)

第25条 議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。

- 2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます。

(議会運営の原則)

第26条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

- 2 議会は、Y市議会傍聴条例に定める市民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。
- 3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。

## 第8章 議員定数・報酬等

(議員定数)

第27条 法第91条第1項の規定に基づき、Y市議会の議員の定数は、21人とします。

- 2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制

度を十分活用し、結果を尊重します。

- 3 議員定数の改正については、法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

(報酬等)

第28条 議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」という。）は、別に条例で定めます。

- 2 前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期するため、報酬の標準率又は報酬額を示します。
- 3 報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、結果を尊重します。
- 4 報酬等の改正については、法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

第9章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第29条 この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。

- 2 議会及び議員は、この条例を遵守します。
- 3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。

(検証及び見直し手続き)

第30条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

- 2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。
- 3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を市民に説明します。